

特記仕様書

業務名 御所東高校跡地 事業損失補償調査業務委託

箇所名 御所市南十三 地内

※本業務は、施工済工事に起因する家屋損傷の申し出のための事業損失補償調査である。

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、奈良県産業部産業創造課における上記業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(特記仕様書の遵守事項)

第2条 受注者は、測量・調査業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に基づくほか、この特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

(基準等)

第3条 業務の履行にあたっては、契約書、共通仕様書のほか以下の基準等によるものとする。

- イ 奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準
- ロ 奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則
- ハ 奈良県の公共事業の施行に伴う公共補償基準
- ニ 奈良県の公共事業の施行に伴う公共補償基準細則
- ホ 近畿地区用地対策連絡協議会 損失補償算定標準書
- へ 用地事務処理要領（昭和49年4月1日監第19号）
- ト 用地事務処理要領細則（平成21年3月31日用対第163号）

(監督職員)

第4条 契約書第9条に規定する「監督職員」とは、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、発注者が受注者に、発注者の権限の代理を行う者として、通知した者とする。

2 契約書第9条第5項の監督職員は、原則として監督員とする。

3 契約書第14条第3項の規定に基づく請求の書面の提出は、監督職員を経由しないで行うことができるものとする。

4 契約書第42条第1項の修補の請求において、不相当と認められるときは、受注者は、発注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。この場合の書面の提出は、監督職員を経由しないで行うことができるものとする。

とする。

(主任技術者)

第5条 「主任技術者」とは、以下のいずれかの資格等を有する者で、契約書第11条により、受注者が定めた者をいう。

イ 補償業務管理士（事業損失部門）

「補償業務管理士」とは、（一社）日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会規程・以下「実施規程」という）第14条に基づき登録された者をいい、補償業務管理士に係る「部門」とは、実施規程第3条に掲げる各部門をいう。

ロ 補償業務管理者（事業損失部門）

「補償業務管理者」とは、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号・以下「登録規程」という）第3条に定める補償業務の管理をつかさどる専任の者をいい、補償業務管理者に係る「部門」とは、登録規程第2条第1項の別表に係る各部門をいう。

ハ 登録規程「事業損失」部門に係る補償業務に関し、7年以上の実務経験を有する者。実務経験は起業者である発注者から直接に受託又は請け負ったものとする。

(照査技術者)

第6条 「照査技術者」とは、以下のいずれかの資格等を有する者で、契約書第10条により、受注者が定めた者をいう。

イ 補償業務管理士（事業損失部門）

ロ 補償業務管理者（事業損失部門）

ハ 登録規程「事業損失」部門に係る補償業務に関し、7年以上の実務経験を有する者。実務経験は起業者である発注者から直接に受託又は請け負ったものとする。

(担当技術者)

第7条 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。

(適切な技術者の配置)

第8条 主任技術者、担当技術者及び照査技術者は、被補償者であってはならない。また被補償者の役員を兼ねてはならない。

(再委託の禁止等)

第9条 契約書第7条第3項に定める「軽微な部分」とは、共通仕様書第8条第2項に規定

する部分の他、速記録の作成、トレース、模型製作、アンケート票の配布、電子納品の作成補助とする。

(施行上の義務及び心得)

第10条 受注者は、本業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一 本業務の履行期間中及び本業務の完了後においても、本業務を履行する上で知り得た発注者に係る情報及び権利者側の事情、成果物の内容等の本業務に関する情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、主任技術者、照査技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人に対して、そのために必要な措置を講じなければならない。なお受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号、第67条、第176条及び第180条の適用があり得ることに十分留意しなければならない。

二 共通仕様書第10条第3号について、主任技術者、照査技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人に対して必要な措置を講じなければならない。

三 主任技術者をして、本業務の履行に関する指揮、監督、助言、評価その他の管理及び統括を適正に実施させなければならない。

2 本業務の履行に伴い、受注者が関係権利者に対して損害を及ぼした場合には、受注者の責任において当該関係権利者に対して損害の賠償を行わなければならない。

3 本業務の履行に関連して、受注者が第三者に及ぼした損害については、受注者の負担により当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならない。

(貸与品等)

第11条 本業務における貸与品等については次の各号のとおりとする。

一 KBM（仮ベンチマーク）データ

二 前項の他に必要な貸与品等があれば、別途監督職員に協議するものとする。

(立入り及び立会い)

第12条 本業務を行うための土地等の立入り調査は、主任技術者または担当技術者が立ち会って行わなければならない。

(身分証明書の携帯)

第13条 受注者は、必要に応じ、主任技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人の身分証明書の交付を発注者に求めるものとする（様式第1号）。

2 発注者は、受注者が前項の規定により通知した主任技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人について、その必要があると認めるときは身分証明書を交付す

るものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、交付した身分証明書を主任技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人が携帯する必要がないと認められる期間、領置することができる。
- 4 第2項の交付を受けた受注者の主任技術者、担当技術者及び本業務に従事する受注者の使用人は、現地調査の業務を行うときは身分証明書を常時携帯しなければならない。権利者等から請求があったときは、速やかに身分証明書を提示しなければならない。
- 5 第2項の交付を受けた受注者の主任技術者、担当技術者及び本業務に従事する受注者の使用人は、交付を受けた身分証明書を亡失したときは、遅滞なく、監督職員に届け出なくてはならない。
- 6 受注者は、本業務が完了したときは、速やかに、全ての身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(成果物)

第14条 必要に応じ、目次及び頁を付す又は仕切紙若しくはインデックス等を付すことにより、成果物の内容が簡易に検索できるように措置すること。

- 2 共通仕様書、特記仕様書等に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。
- 3 提出する成果物は、別表に掲げる成果物とする。
- 4 本業務の成果物及び本業務の履行に伴い主任技術者、担当技術者又は本業務に従事した受注者の使用人が作成・調製したものが、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権は、当該著作物の発注者又は監督職員への引渡し時又は本業務の履行期間の満了の日の翌日のいずれか早い時において、無償で発注者が取得するものとし、受注者又は受注者の主任技術者、担当技術者若しくは本業務に従事した受注者の使用人は、同法に規定する著作者人格権を行使しないものとする。

(成果物の提出部数等)

第15条 本業務の成果物については、電子データを格納した電子媒体（CD-R等）を納品することとする。なお、電子データの形式はPDFによるものとし、PDFへの変換が難しい場合の取扱いについては、別途監督職員と協議する。

- 2 電子媒体（CD-R等）は提出前に最新のデータにアップデートしたウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行い、提出する電子媒体（CD-R等）の表面に「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」及び「チェック年月日（西暦表示）」を明記すること。
- 3 成果物は、書面による報告書を正副各1部、副本として電子媒体（CD-R等）にて1部提出するものとし、これによりがたい事情が生じた場合は別途監督職員より指示する

ものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。